



公益社団法人

# 全国産業資源循環連合会

環境を守り、産業を支える



産業廃棄物適正処理のマスコット

「てき丸君」

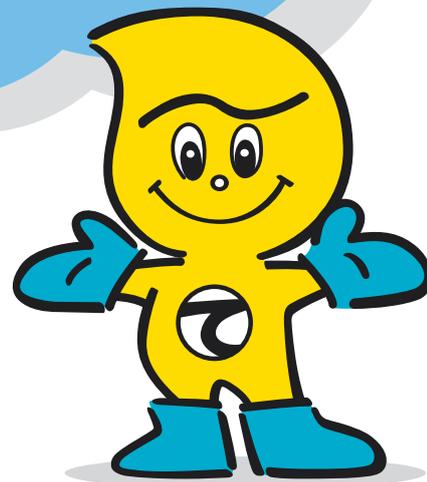
# できていますか？

## 適正な処理・再資源化

事業活動からは、さまざまな産業廃棄物が発生します。産業廃棄物を排出する事業者は、その産業廃棄物の種類や性質等に応じ、適切な対応を図らなければなりません。これは廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）で義務付けられています。

「廃棄物は、産業廃棄物処理業者に渡してしまえばおしまい」ではありません。産業廃棄物に関する責任と義務を正しく理解し、適正な処理・再資源化を行うことが事業者のリスク管理として最も大切です。

全国産業資源循環連合会では、産業廃棄物の適正な処理と再資源化に関する社会の理解を深め、産業と環境、人々の生活がより健やかに発展していくようにさまざまな取り組みを行っています。



産業廃棄物適正処理のマスコット  
「てき丸君」



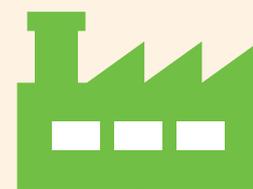
排出事業者



収集運搬業者



中間処理業者



再資源化

### 再資源化事例

汚泥



工場などから排出される泥状のもの

土木資材  
セメント原料等

廃油



潤滑油、洗浄用油など

再生油等

廃プラスチック類



建設資材  
燃料化等

金属くず



鉄くず、アルミくずなど

精錬  
金属回収等

## 産業廃棄物 処理業とは

産業廃棄物処理業者は、その事業の区域を管轄する都道府県知事等から業の許可を受けています。許可業者には、許可の有効期間や取り扱える産業廃棄物の種類及び事業の範囲(収集運搬、中間処理、最終処分)などを定めた許可証が交付されており、排出事業者は処理を委託する前にこの内容を必ず確認することが大切です。

また、産業廃棄物処理業は、排出事業者から受託した産業廃棄物を適正に処理するだけでなく、「資源・エネルギーの創り手」である循環産業の役割が期待されるようになっています。

## 処理の委託に ついて

産業廃棄物の処理を委託する排出事業者には、廃棄物処理法に定められている委託基準の遵守や産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付が義務付けられています。委託基準では、排出事業者の義務として、産業廃棄物の処理を委託しようとする処理業者の許可内容を確認することや、処理業者と書面により委託契約書(二者契約)を締結することを定めています。

P3「委託契約書の普及」参照

## マニフェスト って何？

産業廃棄物の収集運搬や処分を処理業者に委託する排出事業者は、産業廃棄物の種類ごと及び行き先(処理業者の施設等)ごとに、処理業者に対してマニフェストを交付することが義務付けられています。また、処理業者についても、受託した産業廃棄物の収集運搬や処分の終了を報告するため排出事業者にマニフェストを送付することが必要です。

P3「マニフェストの普及啓発」参照



収集運搬業者



最終処分業者



### がれき類



建築現場から生じたコンクリート破片、アスファルト破片など

建設資材等

建設業  
など

### 木くず

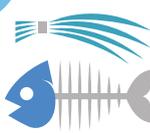


建設業、木材製造業、  
物品賃貸業等

製紙原料  
燃料化等

食料品  
製造業  
など

### 動植物性残さ



食料品製造業、医薬品製造業、  
香料製造業

飼料化  
肥料化等

## エネルギー

### 発電



### 熱利用



# 持続可能な社会のために、 私たちは次のことを重点的に取り組みます。

適正処理の確保

人材育成の推進

労働安全衛生の向上

低炭素社会への貢献

災害廃棄物処理への協力

## 適正処理推進

### ● マニフェストの普及啓発

産業廃棄物の適正処理のために廃棄物処理法で義務付けられている紙マニフェストの用紙を作成し、全国の都道府県協会を通じて有償頒布しています。あわせて、紙マニフェストの正しい使い方を説明した「マニフェストシステムがよくわかる本」を有償頒布しています。

紙マニフェスト等の事務管理をサポートする電子的仕組み(システム)として「マニフェスト・スマートプラス」を提供しています。



建設汚泥リサイクル事例集



最終処分場の環境管理

### ● 委託契約書の普及

産業廃棄物の適正処理推進の一環として、廃棄物処理法に基づく委託契約書の手引を作成し、有償頒布しています。

### ● 調査研究・普及啓発

産業廃棄物処理・資源循環に関する技術の向上・高度化、処理業の経営環境等に関する情報収集及び調査研究を行い、その成果の普及啓発に努めています。具体的には、大きく分けて以下の2つの事業に取り組んでいます。

#### ■ 業態ごとの専門的課題への対応

処理業の業態(収集運搬部門、中間処理部門、最終処分部門、医療廃棄物部門、建設廃棄物部門)ごとの専門的な課題を検討するために部会を設置し、事業に対する社会的ニーズ、リサイクル等の資源循環への対応、事業の効率化及び技術の高度化等の課題に応じた実態調査の実施、調査研究及び普及啓発活動を行っています。

#### ■ 経営実態に関する情報収集・調査

中小事業者が大多数を占める処理業の経営実態等を把握するための情報収集や調査を行い、適正処理の推進に向けた業界の健全化・適正化に努めています。

### ● 国等による制度検討への参画及び情報提供

産業廃棄物に関する制度等について国及び関係機関の検討に参画し、業界としての意見や提案を行っています。また、都道府県協会を通じて、その検討経過を含めた情報を協会会員事業者に提供しています。

## 社会貢献

### ● 地球温暖化対策の推進

低炭素社会の実現に向けて、都道府県協会とともに実態把握のための必要な調査を行い、処理業から排出される温室効果ガスの削減、省エネ、エネルギー回収等の推進に取り組んでいます。

### ● 災害廃棄物処理の支援

被災地域の早期復旧を目的に、都道府県協会が市町村等と連携し、迅速かつ適正に災害廃棄物処理支援事業に取り組むことができるよう必要な情報を提供するほか、一定の支援を実施しています。

### ● 不法投棄防止・適正処理の推進

都道府県協会が各地域で実施する不法投棄防止のための事業(不法投棄撲滅キャンペーン、監視パトロール等)や、産業廃棄物の適正処理を啓発するための研修会の開催等に対して支援・協力を行っています。

## ● 人材育成

循環型社会の形成や適正処理の確保に資するため、産業廃棄物処理業の人材育成を目的に、各種研修事業の企画・運営を行っています。オンラインによる研修会やeラーニング講座も開講しています。

### ■ 産業廃棄物処理実務者研修会

産業廃棄物を取り扱う方々（排出事業者も含む）の実務に必要な知識の習得のため、基本的な事項である委託契約書、マニフェスト、帳簿等の基礎研修を実施しています。

### ■ eラーニング講座

インターネット環境を利用し、パソコンがあればいつでもどこからでも受講可能なeラーニング講座を開講しています。講義の内容は、産業廃棄物処理の現場（収集運搬、中間処理、最終処分）業務に関する法令、安全衛生、作業管理等をわかりやすく説明しています。

### ■ 産業廃棄物処理検定（廃棄物処理法基礎）

この検定試験は、日頃から産業廃棄物処理に携わっている排出事業者や処理事業者の従業員の方を対象として、合格者は廃棄物を適正に処理する上できちんとした知識を備えた人材であることの証明となるものです。



安全衛生ポスター

## ● 労働安全衛生

労働安全衛生に関する情報及び教材の提供、指導者の育成等の支援を行い、処理業者の労働安全衛生に対する意識の向上に取り組んでいます。

## ● 他団体への協力及び支援

国の機関や関係団体、学会等との各種の連携・交流を積極的に進めています。また、他団体が主催する産業廃棄物に関する講習会や研修会の開催協力、産業廃棄物の適正処理に資する他団体の事業への協力及び支援を行っています。

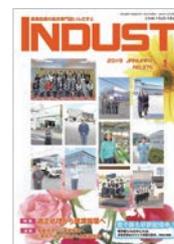
## ● セミナー・出版等を通じた適正処理の啓発

セミナーや出版等を通じて、産業廃棄物の適正処理等に関する理解を図るための広報活動に取り組んでいます。

## ● 産業廃棄物専門誌「いんだすと (INDUST)」の発行等

産業廃棄物処理事業とその意義を一般に普及するため、産業廃棄物の専門誌「いんだすと (INDUST)」を毎月発行し、産廃処理技術の研究・開発促進、人材育成、安全衛生などに関する情報を提供しています。

また、年間購読者を対象に電子版の提供も行っており、パソコン、タブレットなどの端末を利用して読むことができます。



## ● 表彰制度

適正な処理を行い国民の生活環境の保全に寄与し、全国産業資源循環連合会及び都道府県協会の事業活動を通じて処理業界の発展に貢献した功労を称え、その功績を顕彰するための表彰制度を設けています。

## ● 各種事業

産業廃棄物に関する相談事項への対応、税制上の課題対応、処理業者向け必携手帳の製作・発行、処理施設で起こる万一の事故に備えた産業廃棄物処理施設賠償責任保険及び業務災害補償制度の加入推奨、関係図書等の斡旋等の各種の事業を行っています。

# 公益社団法人全国産業資源循環連合会とは



公益社団法人全国産業資源循環連合会の前身である全国産業廃棄物連合会は昭和53年に創立し、「産業廃棄物の適正処理の推進」と「国民の生活環境の保全」、そして「わが国の産業の健全な発展」を目的に、当初は任意団体として活動を開始しました。

続いて、昭和60年に厚生大臣（平成13年から環境大臣）の許可を受けて社団法人化され、平成23年4月からは公益法人制度改革に伴う内閣総理大臣の認定による公益社団法人として新たにスタートしました。その後、平成30年4月1日には連合会の名称を「全国産業資源循環連合会」に変更しました。

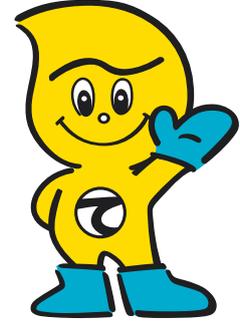
連合会の正会員は、都道府県を単位とする産業廃棄物処理業者等の事業者の団体（都道府県協会）であり、産業廃棄物の適正処理の確保や循環型社会の形成のための調査研究及び人材育成、産業廃棄物処理業における地球温暖化防止の取り組みや災害廃棄物処理の支援などの事業を展開しています。

## 概要

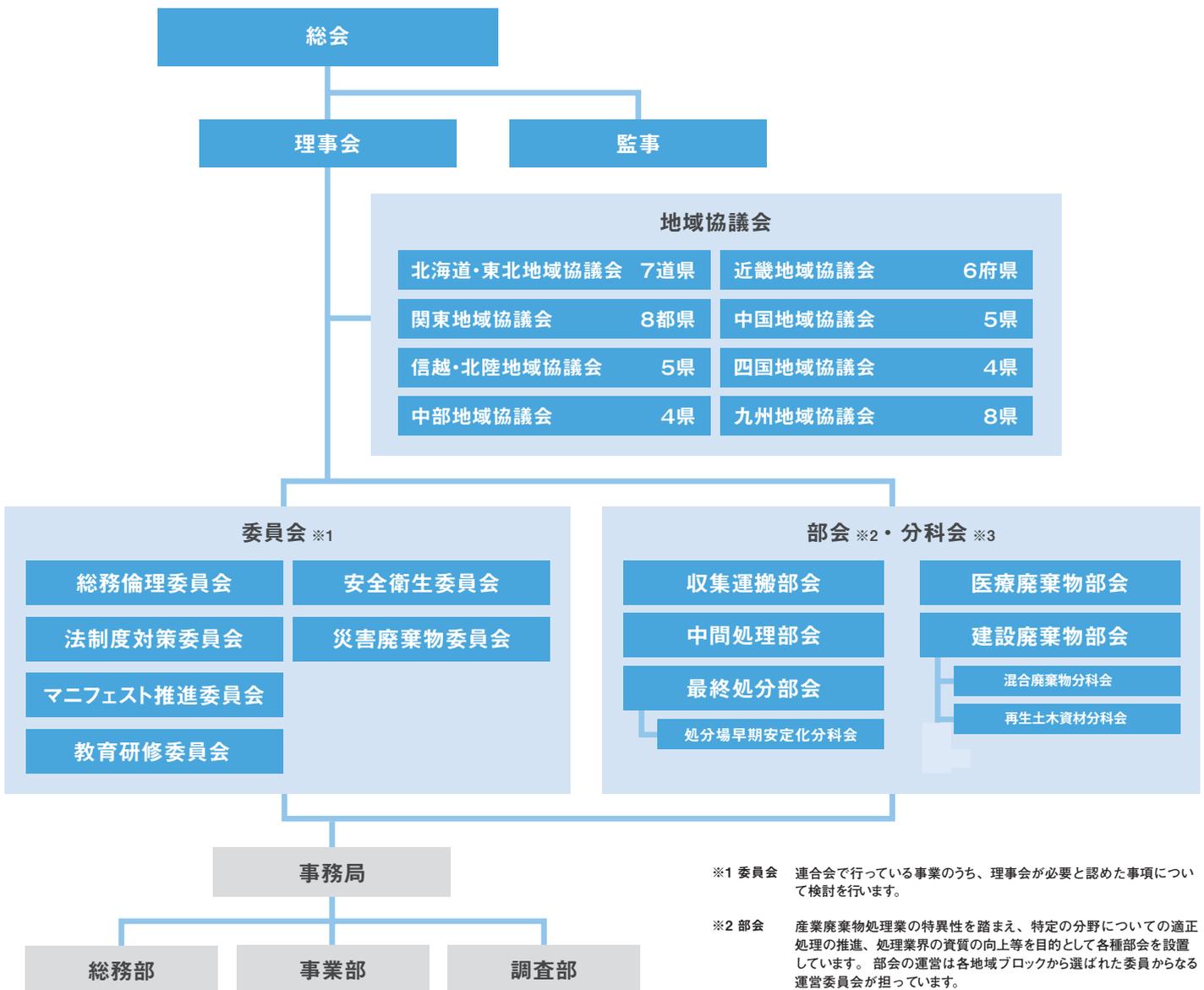
事務局所在地	〒106-0032 東京都港区六本木三丁目1番17号(第2ABビル4階) TEL 03-3224-0811(代表) FAX 03-3224-0820 URL <a href="https://www.zensanpairen.or.jp">https://www.zensanpairen.or.jp</a>
法人成立年月日	昭和60年7月12日
公益社団法人 設立年月日	平成23年4月1日
法人の目的	本会は、産業廃棄物の適正処理等に係る調査研究及び人材育成等を行うことにより、我が国における産業廃棄物の適正処理の確保、不法投棄の防止及び資源循環等の取り組みを促進し、もって公衆衛生の向上、持続可能な循環型社会の形成及び地球環境保全等の公益の増進に寄与することを目的とする。
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"><li>公益目的事業<ol style="list-style-type: none"><li>産業廃棄物の適正処理、不法投棄の防止及び資源循環を進めるための調査研究、普及啓発等の適正処理推進事業</li><li>産業廃棄物の適正処理及び資源循環に係る能力開発のための教育研修・人材育成事業</li><li>産業廃棄物に係る地球環境保全対策を目的とした事業</li><li>その他、公益目的を達成するために必要な事業</li></ol></li><li>その他の事業<ol style="list-style-type: none"><li>正会員の情報交換等の共益的な事業</li><li>産業廃棄物の適正処理等に資する講習会等の各種事業への協力連携事業</li></ol></li></ol>
会 員	<ol style="list-style-type: none"><li>正会員 都道府県を単位とする産業廃棄物処理業者等の産業廃棄物の適正処理等に関する事業者の団体で本会の目的に賛同して入会したもの</li><li>賛助会員 正会員に該当しない者であって本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体</li></ol>

# 主なあゆみ

1978年(昭和53年) 7月	全国産業廃棄物連合会創立
1985年(昭和60年) 7月	社団法人全国産業廃棄物連合会設立
1988年(昭和63年) 7月	地域協議会制度制定
1992年(平成4年) 9月	部会、専門部会制度制定
1998年(平成10年)12月	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の発行・頒布
2000年(平成12年)10月	青年部協議会設立
2001年(平成13年) 1月	省庁再編に伴い主務大臣が厚生大臣から環境大臣に移行
2002年(平成14年)12月	「産業廃棄物と環境を考える全国大会」開催(年1回)
2003年(平成15年) 5月	「倫理綱領」「不祥事発生時の行動指針」策定
2005年(平成17年) 6月	法人化20周年記念式典開催
2011年(平成23年) 4月	公益社団法人に移行(内閣総理大臣認定)
2018年(平成30年) 4月	「公益社団法人全国産業資源循環連合会」に名称を変更



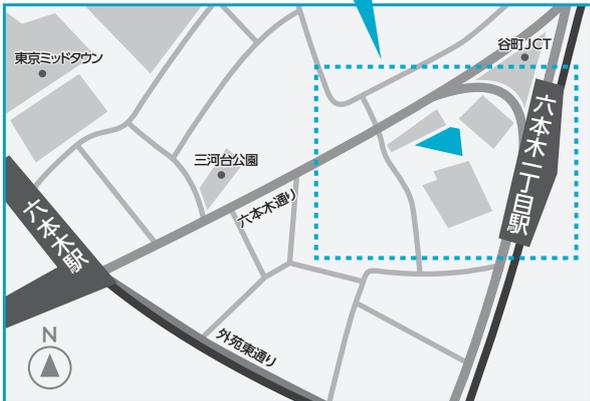
# 組織図



- ※1 委員会 連合会でやっている事業のうち、理事会が必要と認めた事項について検討を行います。
- ※2 部会 産業廃棄物処理業の特異性を踏まえ、特定の分野についての適正処理の推進、処理業界の資質の向上等を目的として各種部会を設置しています。部会の運営は各地域ブロックから選ばれた委員からなる運営委員会が担っています。
- ※3 分科会 運営委員会で取り上げられる事項の中で、より具体的な検討を行うことが必要になった場合に設置します。それぞれのテーマに関して意見交換や勉強会を行い、業界が取り組むべき課題への意見集約などを行います。



(公社) 全国産業資源循環連合会



#### アクセス

- 地下鉄東京メトロ南北線六本木一丁目駅下車  
1番出口より徒歩2分
- 地下鉄東京メトロ日比谷線/都営地下鉄大江戸線  
六本木駅下車 3番出口より徒歩10分



処理の受け手から、資源・エネルギーの創り手へ

公益社団法人 **全国産業資源循環連合会**

〒106-0032東京都港区六本木3丁目1番17号(第2ABビル4階)

TEL.03-3224-0811(代表) FAX.03-3224-0820

URL <https://www.zensanpairen.or.jp>